



滋 下 水 第 7 9 号
平成 31 年(2019 年) 2 月 21 日

滋賀県下水道審議会
会長 松井 三郎 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖流域下水道高島浄化センター汚泥処理方法の基本方針について（諮問）

琵琶湖流域下水道高島処理区は平成 9 年度に供用開始し、その後も順次整備を進めてきました。高島浄化センターの汚泥処理は、脱水汚泥を場外に搬出し、湖西浄化センター燃料化施設で共同処理を行っていますが、これは平成 30 年度から 34 年度までの暫定的な対応であるため、平成 35 年度以降の汚泥処理方法について検討する必要があります。

そのため、高島浄化センターの汚泥処理方法の基本方針について、いかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和 57 年 3 月 29 日滋賀県条例第 18 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。